



監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年12月28日

赤穂市監査委員 寺田 榮治  
同 榊 悠太

記

- 1 監査の種類 令和4年度定期監査
- 2 監査の対象 市民病院・介護老人保健施設
- 3 監査の期間 令和4年11月7日から令和4年12月27日まで
- 4 監査の範囲 令和3年度及び令和4年度の事務事業
- 5 主な着眼点 事務事業の有効性、効率性、経済性、合規性等
- 6 監査の方法 赤穂市監査基準(令和2年監査委員規程第1号)に基づき、財務に関する事務の執行状況について、事前に監査資料の提出を求め関係書類等を審査し、かつ、関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法により、監査を実施した。
- 7 監査の結果 監査の結果は、おおむね適正と認められたが、特に意見として以下の通り記述する。監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項は、予備監査において関係職員に対して口頭で改善を促している。  
今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、効率的な事業運営に継続的に取り組まれることを要望する。

## I 共通事項（市民病院及び介護老人保健施設）

（意見）

事務処理及び管理体制について

経費節減の意識を持って日々業務に取り組まれているところであるが、一方で、基本的な事務処理において不備な点が見受けられた。それらの原因を究明し、課内での事例研修とダブルチェック体制の徹底に努められたい。

## II 個別事項

### 1 総務課

文書事務の一部に記載漏れや、契約の見積書の取扱いに軽微ではあるが適切でない事例があったものの、おおむね適正であると認められた。

### 2 財務課

おおむね適正であると認められたが、予算執行事務においては、根拠規定に則り適正に執行されたい。

### 3 医療課

文書事務の一部に記載漏れが見受けられたが、おおむね適正であると認められた。

### 4 介護老人保健施設

文書事務の一部に記載漏れが見受けられたが、おおむね適正であると認められた。